男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

第６次男女共同参画基本計画（国計画）

令和8年3月13日に閣議決定された「第６次男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法に基づき、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の国の方向性を示しています。計画の構成は、「第１部基本的な方針」と「第２部政策編」となっています。

第１部　基本的な方針

１男女共同参画基本計画の目指すべき社会

1　男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2　男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3　仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4　あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

２社会情勢の現状、予想される環境変化

社会構造の動向・変化	人口減少、世帯構成の変化、就業・生活のあり方 等
意識・価値観の動向・変化	根強い固定的な性別役割分担意識
テクノロジーの急速な進展・進化	AI利活用の広がりによる恩恵とリスク
安全・安心に影響を与える要因	人権尊重、テクノロジーの進展等による新たな形の暴力、地震などの災害等
国際的な潮流	ジェンダー平等、グリーン経済・デジタル経済への移行等

第２部　政策編

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援
第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備･強化

第９分野　地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
第10分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第11分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第12分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

１．国内の推進体制の充実・強化
２．男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

第６次男女共同参画基本計画（国計画）

第２部　政策編（具体施策:抜粋）

Ⅰ　男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- ○働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現
- ○共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援・男女双方の意識改革・理解促進

第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ○政治分野、行政分野、学術分野など、分野に問わず、継続就業のため、ワーク・ライフバランスの実現に向けた取組やハラスメント防止のための取組の実施
- ○ロールモデルによるメンター制度の導入

第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- ○積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保
- ○多様な働き方における就業環境の整備、再就職へ等への支援

第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援
- ○生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ○仕事と健康課題の両立の支援

第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- ○テクノロジー関連施設のジェンダー主流化、ジェンダード・イノベーションの水産及び安全・安心な利用環境の整備
- ○科学分野における男女共同参画の推進

第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- ○ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
- ○性犯罪・性暴力への対策の推進

第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ○貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ○高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進
- ○国の防災・復興行政への男女共同参画の視点の強化
- ○地方公共団体の取組促進

Ⅱ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備･強化

第９分野　地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- ○女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進
- ○地域活動における男女共同参画の推進

第10分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ○男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し
- ○男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

第11分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ○男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ○国民的広がりを持って地域に浸透する広報活動の展開とメディア分野等と連携した積極的な情報発信

第12分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ○持続可能な開発目標（SDGｓ）や女子差別撤廃委員会などの国連機関等との協調
- ○G7、G20、APEC等における各種コミットメント等への対応

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

１．国内の推進体制の充実・強化

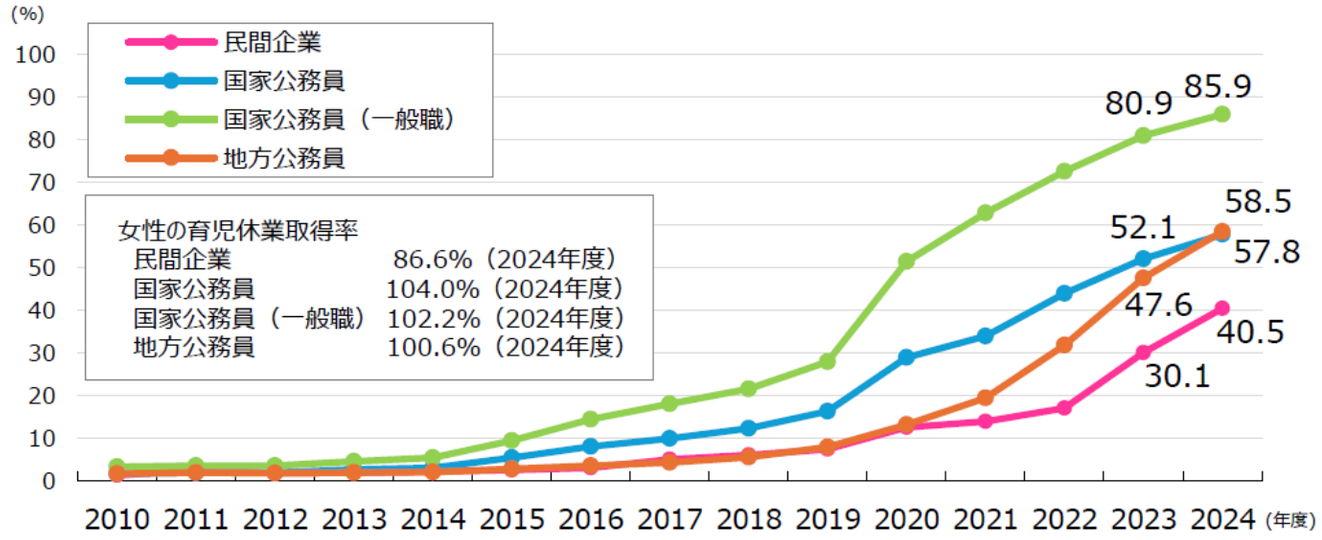
２．男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

各種全国統計調査結果

■ 男性の育児休業取得率の推移



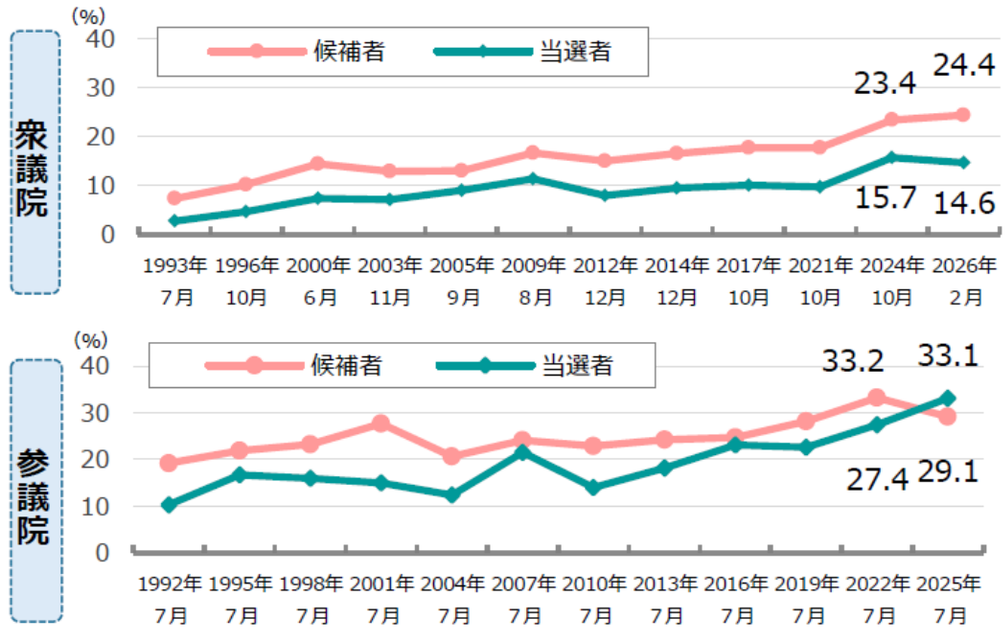
（出典）1．国家公務員は、2010年度から2012年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、2013年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2014年度から2020年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、2021年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の１か月以上取得促進に係るフォローアップについて」

2．国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」

3．地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

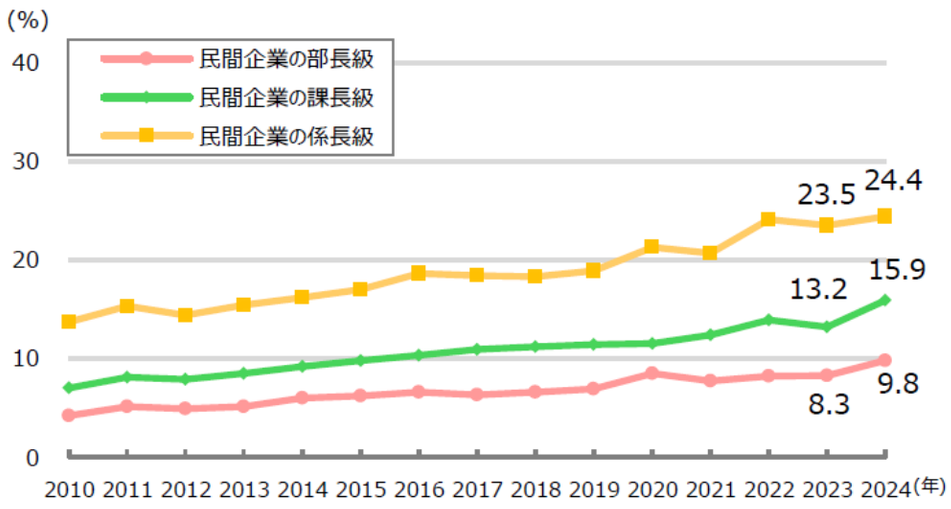
4．民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」

■ 衆・参選挙における候補者・当選者に占める女性の割合の推移



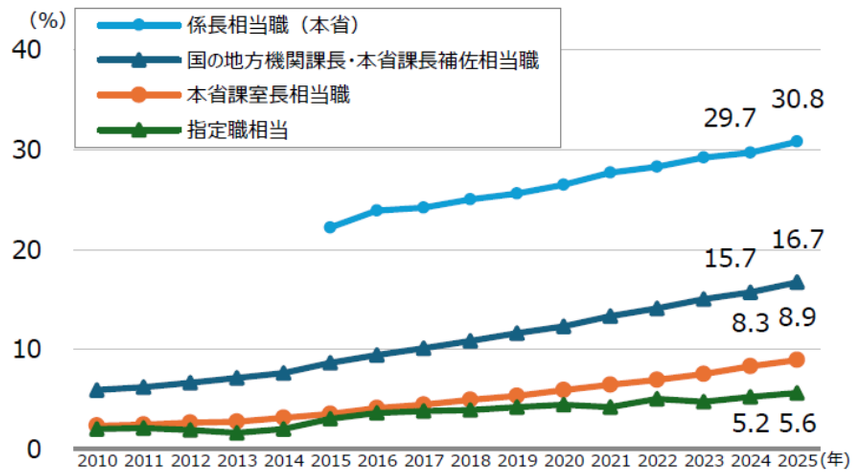
（出典）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」
「参議院議員通常選挙結果調」

■ 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



（出典）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

奈良県男女共同参画プラン

奈良県男女共同参画プランは、SDGs、女性活躍推進法など国内外の動向を踏まえ、奈良県における男女共同参画と女性活躍を一層推進するために策定されています。

県内では若者や女性の県外流出、固定的な性別役割分担意識、長時間労働や家事・育児負担の偏りなどが課題となっています。一方、共働き世帯の増加や女性就業率の向上など社会環境は変化しており、多様な人材が能力を発揮できる環境づくりが求められています。



こうした状況を踏まえ、性別にかかわらず誰もが希望する生き方・働き方を選択し、互いに尊重し支え合いながら活躍できる奈良県の実現を目指し、ジェンダー平等の推進に取り組むことを目的としています。

1　基本理念

県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指す

2　基本目標

○性別にかかわらず、それぞれが個性を尊重しあいながら、公正かつ多様性が認められる社会を形成する。
○性別にかかわらず、個人の尊厳が重んぜられ、自らの意思に基づき能力を十分に発揮することができるよう、様々な場面に存在する固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの行動変容を促していく。
○男女の多様な視点を、誰もが暮らしやすい社会づくりに活かせるよう、あらゆる分野において男女共同参画を推進する。

男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

奈良県男女共同参画プラン

推進施策

社会全体の意識・構造の改革

1　様々な場面に残る固定的性別役割分担意識の解消と行動変容の促進→**県内の働く場のジェンダー平等推進**
2　あらゆる分野における女性の参画促進
→**行政・教育分野等での女性活躍推進**
3　市町村の男女共同参画、ジェンダー平等推進への支援→**市町村の基盤づくり支援**
4　性別にかかわらず多様性を尊重する社会に向けた環境の整備→**教育・啓発、相談支援等**
5　人権尊重の理念に基づく多様性への理解促進
→**人権教育・啓発等**

政策・方針決定の場に女性の参画
地域・団体（審議会への女性登用）
人権尊重





働く人の多様性を尊重した誰もが働きやすい環境づくり

1　各職場におけるジェンダーギャップ解消の推進
→**行政・企業・教育現場でのジェンダーギャップ解消**
2　共働き・共育て・共家事の推進
→**男性育休取得促進、仕事と家事・育児の両立支援等**
3　柔軟な働き方の普及→**時間・場所に拘束されない職場創出等**
4　女性の再就業支援→**企業マッチング支援等**

女性活躍
男性の家事・育児参画
WLB



健やかで安全・安心な暮らしの実現

1　困難な問題を抱える家庭・個人への支援
→**多様な個人（女性・高齢者・障害者等）への支援**
2　ジェンダーに基づくあらゆる暴力防止→**DV防止等**
3　生涯を通じた健康な暮らしの推進→**性に関する相談等**
4　防災・防犯分野における男女共同参画の推進
→**消防団での女性活躍等**

暴力根絶
相談支援
健康支援
防災対策



あらゆる分野におけるジェンダー平等の視点に立った施策の推進

1　ジェンダー平等の視点に立った施策の推進
→**あらゆる分野での女性参画、ジェンダー平等の視点に立った施策立案等**



施策推進
意識改革
教育
多様性

男女共同参画計画の国・県と町の位置づけについて

資料 3

国・県の計画と町計画との関連性

広陵町自治基本条例

第4条：基本原則
第20条：生涯学習のまちづくり

第5次広陵町総合計画中期基本計画

基本目標５　地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち
施策５－５　人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進

町





国

男女共同参画社会基本法
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）
第６次男女共同参画基本計画

県

奈良県男女共同参画プラン
（第５次奈良県男女共同参画計画・第３次奈良県女性活躍推進計画）

広陵町男女共同参画行動計画は、「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」等の関連法令に基づき、国・県の計画に沿った内容で、広陵町におけるまちづくりの基本ルールである「広陵町自治基本条例」や「第５次広陵町総合計画中期基本計画」に基づいて策定を進めます。

広陵町男女共同参画行動計画